

派遣法第23条第5項に基づく労働者派遣事業の状況に関する情報

(※2026年1月1日時点)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）

第23条第5項の定めにより、派遣事業を行う事業所ごとの情報提供が義務付けられました。

下記の通り当社の派遣事業運営情報を公開いたします。

- 事業所の名称 株式会社Lead Agent
- 事業所の所在地 和歌山県和歌山市新庄87-1-III
- 事業所の電話番号 06-7777-3157
- 許可番号 派30-300-3157
- 許可届出受理年月日 2024年10月1日
- 得意とする職種 設備管理員

1. 派遣労働者の実績

派遣労働者の数	3人
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の実数	1件

2. 労働者派遣の料金、派遣労働者の賃金の額

派遣料金の平均額（1日8時間あたりの平均）	17,176円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間あたりの平均）	11,807円

3. マージン率

31.0%

計算式：
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※上記のマージン率には、次の費用などが含まれています。

社会保険料、有給休暇等各種休暇、退職掛金、教育・福利厚生費、間接社員人件費、営業利益

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練の種類	実施時期	対象者		訓練方法 1：OJT 2：OFF-JT	訓練費用負担額	賃金支給
		新卒	中途			
入社時研修	1年目	○		2	無償	有給
階層別研修Ⅰ	2年目		○	1.2	無償	有給
階層別研修Ⅱ	3年目		○	1.2	無償	有給

※キャリアコンサルティング相談窓口担当者及び連絡先：取締役 後藤 愛 06-7777-3157

5. その他参考と認められる事項（社会保険・福利厚生など）

- ・社会保険完備（雇用保険、労災保険、厚生年金保険、健康保険、介護保険）
- ・年次有給休暇
- ・資格手当、教育支援
- ・退職金

6. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定について

労使協定を締結している。

労使協定の対象は全ての派遣労働者である。

労使協定の有効期間は2026年3月31日までである。